

これならわかる iDeCo (イデコ) 第1回

2017年1月18日

全2頁

iDeCo (イデコ) は誰もが使える制度へ

公的年金を補う私的年金として、老後資金は自分で作る時代に

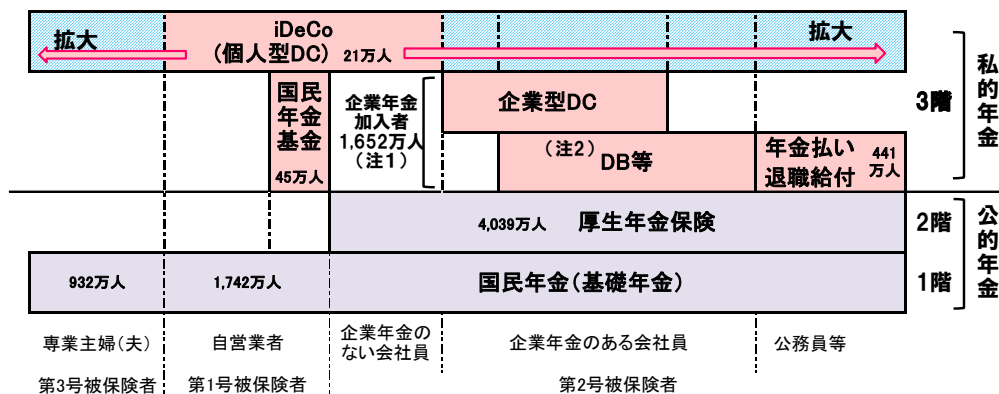
金融調査部 研究員 佐川 あぐり

個人が任意で加入できる、個人型確定拠出年金「愛称：iDeCo(イデコ)」。2017年1月から、iDeCoは専業主婦や公務員を含め、基本的に60歳未満の全国民が利用できるようになりました。節税効果も高く、個人の老後に向けた資産形成の手段として、積極的な利用が期待されています。このシリーズでは、iDeCoの仕組み、メリット、注意点についてわかりやすく解説します。第1回は新しくなったiDeCoの主なポイントについて解説します。

iDeCo (イデコ) の加入対象者が拡大

2017年1月から、個人型確定拠出年金「愛称：iDeCo(イデコ)」は、基本的に誰もが使える制度として生まれ変わりました。これまで、個人型確定拠出年金に加入できるのは、自営業者や企業年金のない会社に勤める会社員など、一部の人に限定されていましたが、法律が改正され、専業主婦(夫)や公務員、企業年金のある会社に勤める会社員と、新たに対象が拡大しています。節税効果も高く、個人の老後に向けた資産づくりの手段として、積極的な利用が期待されています。

図表 iDeCo 加入対象者拡大のイメージ



(注1) 企業年金の加入者数は、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注2) DB等は、確定給付企業年金(DB)と厚生年金基金。DCとは確定拠出年金(Defined Contributionの略)。

(注3) 数字は実際の加入者数(2015年3月末時点)。斜線部分が2017年1月からiDeCoに加入できる対象者。

(出所) 厚生労働省、国民年金基金連合会、各共済組合などのデータをもとに大和総研作成

高い節税効果、3段階で税制優遇が受けられる

iDeCoの最大のメリットとされているのが、高い節税効果です。1段階目としては、積み立てる掛金は、全額が所得控除の対象となります。所得控除とは、税金を計算する際の所得から差し引く金額のことです。控除があれば、課税所得が低くなるので、所得税や地方税が少なくなります。2段階目としては、積み立てた資産を運用している間は、運用から得られる収益に税金がかかりません。例えば、iDeCoで運用する主な商品として、投資信託が挙げられます。通常、保有する投資信託から得られる分配金や値上がり益には、約20%の税率がかかります。しかし、iDeCoでは非課税となり、得られる収益をそのまま積み立てることができます。3段階目としては、積み立てた資産を受け取る時にも、税制のメリットを受けられます。年金で受け取る場合は公的年金等控除、一時金で受け取る場合は退職所得控除という制度があります。

iDeCoは60歳以降に支給、60歳～65歳までの無年金期間の備えに

国民年金の支給開始年齢は65歳です。厚生年金についても、現在、段階的に65歳へと引き上げられている途中です。60歳で定年退職を迎えると、65歳まで公的年金が支給されないため、その5年間は、無年金の期間となります。最近では、65歳までの雇用延長が段階的に義務化されており、定年退職後もそのまま働き続けるというケースも多いと思いますが、現役時代と比べて給与水準は低くなるのが一般的でしょう。iDeCoで積み立てた資産は、60歳以降に受け取ることができますので、60歳から65歳までの無年金の期間、または給与が減少する期間の備えとすることができます。

公的年金を補う、私的年金の充実

わが国の公的年金は、今現役で働いている人たちが納める保険料を、今の高齢者に年金として分配するという、世代間で支え合う仕組みを基本としています。しかし、急激な少子高齢化の進展によって公的年金の財政は厳しく、中長期的にみて年金給付の調整が行われることが見込まれます。老後資金の大部分を占める公的年金を補うため、今、私的年金の充実が求められているのです。

私的年金は、1・2階部分の公的年金にプラスして加入できる、企業年金や国民年金基金、iDeCoなどの3階部分を指します。しかし、職業のタイプや働き方の違いにより加入できる制度は異なり、各制度の仕組みもそれぞれ違います。そこで、誰もが使える私的年金として整備されたのが、新しく生まれ変わったiDeCoです。継続的な自助努力による資産づくりの手段として、積極的な利用が期待されます。次回以降、iDeCoについて、その仕組み、メリット、注意すべき点などをわかりやすく解説していきます。

以上